

海 幕 厚 第 9 2 号
令和7年3月24日

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海上幕僚監部人事教育部長
(公 印 省 略)

地方総監部厚生課及び大湊地区総監部厚生課の殉職隊員の遺族に対する援護について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

1 援護の範囲

(1) 地方総監部

各警備担当区域内（横須賀地方総監部においては大湊地区総監部の範囲を除く。）に所在する部隊及び機関の殉職隊員の遺族

(2) 大湊地区総監部

北海道及び青森県に所在する部隊の殉職隊員の遺族

2 援護業務の実施等

(1) 隊員の殉職時の所属部隊等が実施する遺族の現状の把握及び身上相談等の支援

(2) 他の地方総監部又は大湊地区総監部から移管を受けた殉職隊員遺族への支援

(3) 援護の支援及び実施に係る陸上又は航空自衛隊の部隊等、各地方協力本部、海上自衛隊の関係各部隊等との連絡及び調整

(4) 自衛隊遺族会海上部会（わだつみ会）の各種行事への支援及び便宜供与

(5) 防衛弘済会等が実施する遺族援護事業への協力

(6) 遺族援護に関する隊員への啓発

写送付先：部内全般